

第4次砂川市障がい者計画

令和5年度～令和14年度

素案

令和5年3月

砂川市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
第2章 砂川市の現状	5
1 人口と世帯	5
2 就業の状況	6
3 障がいのある人の状況	7
第3章 基本理念と基本目標	11
1 基本理念	11
2 基本目標	11
基本目標1 生活支援体制の充実	12
基本目標2 安全・安心な生活環境の整備	12
基本目標3 自立支援と社会参加の促進	12
基本目標4 子どもへの切れ目のない支援の充実	12
第4章 施策の方向性	13
第1節 生活支援体制の充実	13
1 生活支援サービスの充実	15
2 相談支援体制の充実	15
3 保健・医療の充実	17
第2節 安全・安心な生活環境の整備	18
1 住まいの確保・充実	20
2 バリアフリー化の推進	20
3 心のバリアフリー化の推進	21
4 防災・防犯対策の充実	22
5 権利擁護体制の充実	23
第3節 自立支援と社会参加の促進	24
1 雇用と就労の促進	26
2 社会参加の促進	27
3 地域福祉活動の推進	27

第4節 子どもへの切れ目のない支援の充実	28
1 早期療育体制の充実.....	30
2 保育の充実.....	31
3 特別支援教育等の充実.....	31
第5章 計画の推進体制	33
1 計画の周知.....	33
2 計画の推進体制	33
3 国・道及び近隣市町との連携.....	33

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

我が国では、平成 23（2011）年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。

また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正等の法整備が進められ、平成 26（2014）年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成 28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。

国では平成 30（2018）年に「障害者基本計画（第4次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組み、令和 5（2023）年には「障害者基本計画（第5次）」の策定が見込まれています。

さらに、平成 30（2018）年には「障害者文化芸術推進法」、令和元（2019）年には「読書バリアフリー法」、令和 3（2021）年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和 4（2022）年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、様々な法整備が進められてきています。

本市においては、平成 25（2013）年に「第3次砂川市障害者福祉計画」を策定し、総合的、計画的に障がい者施策を推進してきました。この計画期間が令和 4（2022）年度に終了となるため、国や北海道の動向を踏まえ、新たに令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度を計画期間とする「第4次砂川市障がい者計画」を策定します。

なお、計画名称に関し、3年ごとに策定している「砂川市障害福祉計画」との違いをわかりやすくするとともに、「障害」の表記について可能な限りひらがなとするため、第4次より「砂川市障がい者計画」とします。

【これまでの障がい者関連の法整備等の動き】

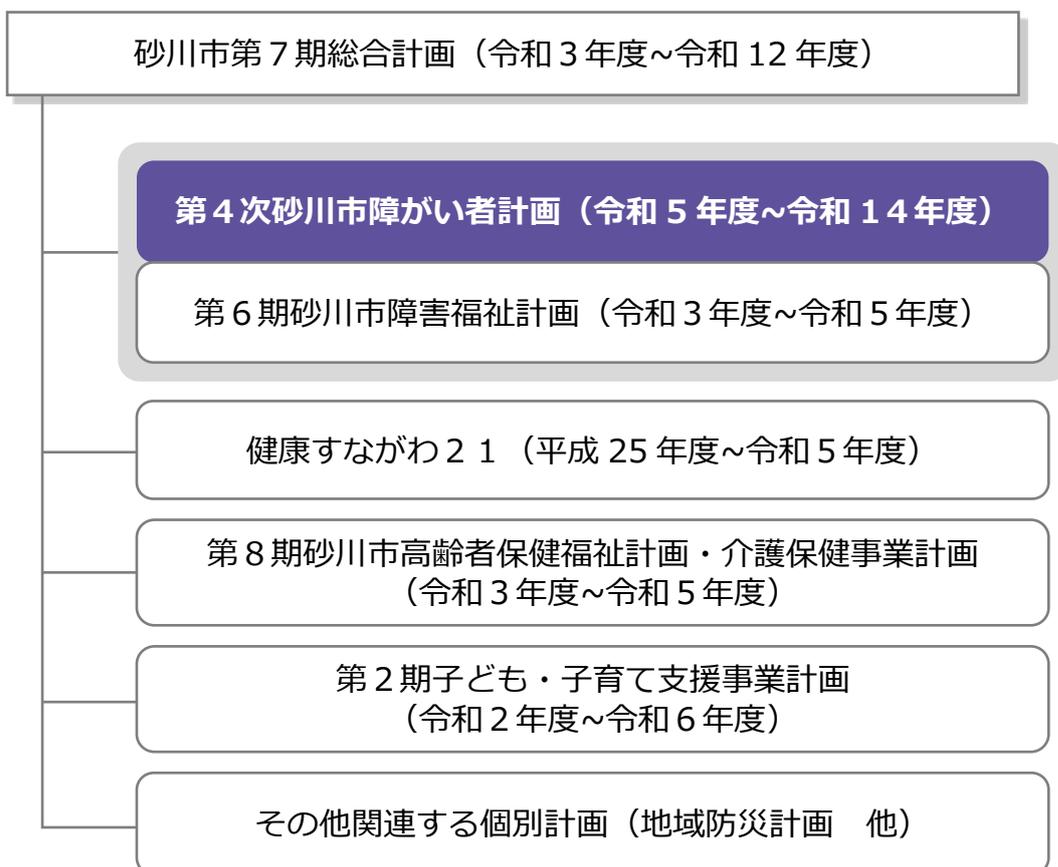
時 期	施行・批准された法律等の名称（略称）
平成 24（2012）年	障害者虐待防止法
平成 25（2013）年	障害者総合支援法 障害者優先調達推進法
平成 26（2014）年	障害者権利条約
平成 28（2016）年	障害者差別解消法
平成 30（2018）年	障害者文化芸術推進法
令和元（2019）年	読書バリアフリー法 欠格条項削除一括法
令和 3（2021）年	医療的ケア児支援法
令和 4（2022）年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」の規定に基づき、本市の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

本市の最上位計画である「砂川市第7期総合計画」では、「自然に笑顔があふれ明るい未来をひらくまち」をめざす都市像とし、基本目標1として「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」を掲げ、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、ライフステージに応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスの提供と、健康づくりや疾病予防の充実に努めることとしています。

第4次障がい者計画は、総合計画における方向性を具現化するため、障がい者施策の個別計画として位置づけられ、今後10年間に本市が取り組む障がい者福祉の基本目標と施策の方向性を示した計画です。



3 計画期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

なお、計画期間中に関係法令の改正等が行われた場合には、計画の記載の有無にかかわらず速やかに対応するとともに、必要な場合には計画の見直しを行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
総合計画	第7期								第8期	
障がい者計画	第4次									
障がい福祉計画	第6期	第7期			第8期			第9期		

4 計画の対象

本計画での「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条（いわゆる「難病患者」）、発達障害者支援法第2条に定義する者としてします。

ただし、具体的事業の対象となる障がいのある人の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法第2条

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

障害者総合支援法第4条

（定義）

第四条（抄）治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

発達障害者支援法第2条

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

以上の人々を対象としつつ、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

① 砂川市障害者地域自立支援協議会

計画の策定にあたり、障がい福祉関係4名、保健・医療関係2名、教育・雇用関係2名、学識経験者2名に、市民から公募した委員1名の11名からなる障害者地域自立支援協議会において、協議を行いました。

② 砂川市障がい者計画策定推進委員会

計画の策定にあたり、障がい者福祉施策全般に関係する様々な部門が連携・調整を図る庁内組織として「砂川市障がい者計画策定推進委員会」を設置し、関連施策の庁内協議を行いました。

③ 砂川市障がい者計画策定ワーキンググループ

計画の策定にあたり、計画策定推進委員会の運営を円滑に推進するため、関係部門の担当職員による庁内検討体制として、「砂川市障がい者計画策定ワーキンググループ」を設置し、計画の体系の確認、個別施策の協議を行いました。

(2) 策定経過

	日程	内容
令和4年	8月18日(木)	第1回障害者地域自立支援協議会
	10月28日(金)～ 11月11日(金)	アンケート調査実施
令和5年	1月30日(月)	第1回策定推進委員会
	2月6日(月)～ 2月17日(金)	関係団体ヒアリング
	2月13日(月)	第2回障害者地域自立支援協議会
	2月22日(水)～ 3月23日(木)	パブリックコメント実施
	3月27日(月)	第2回策定推進委員会
	3月28日(火)	第3回障害者地域自立支援協議会
	3月31日(金)	決定

※計画策定ワーキンググループは適宜開催

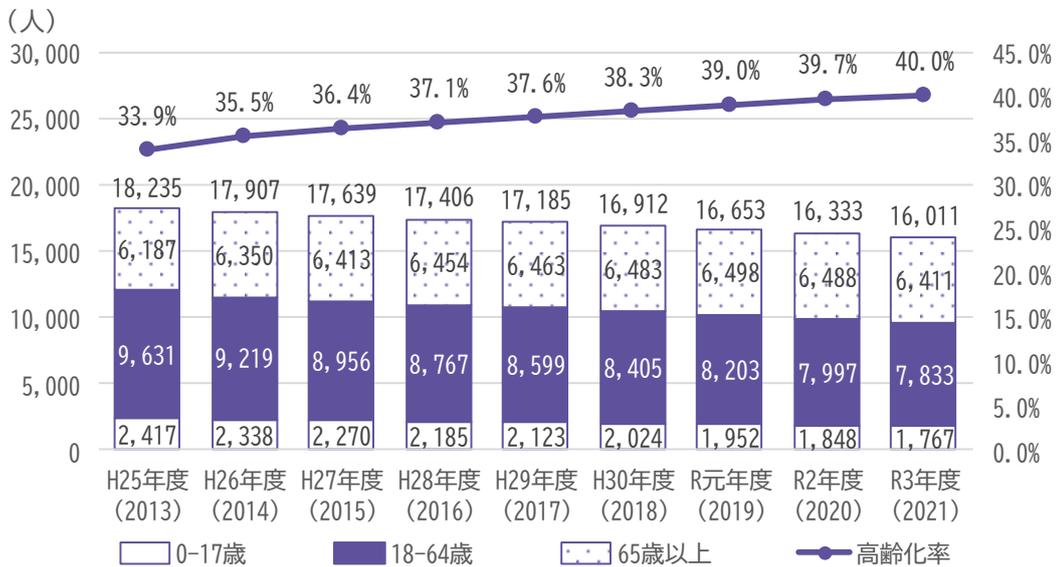
第2章 砂川市の現状

1 人口と世帯

砂川市の総人口は令和3（2021）年度で 16,011 人となっており、毎年度約 200～300 人の減少傾向が続いています。また、年齢3区分別でみると、0-17歳と 18-64歳が減少している一方、65歳以上は平成27（2015）年度以降 6,400 人台で推移しており、総人口の減少に伴う高齢化率の増加が続き、令和3（2021）年度には 40.0%に達しています。

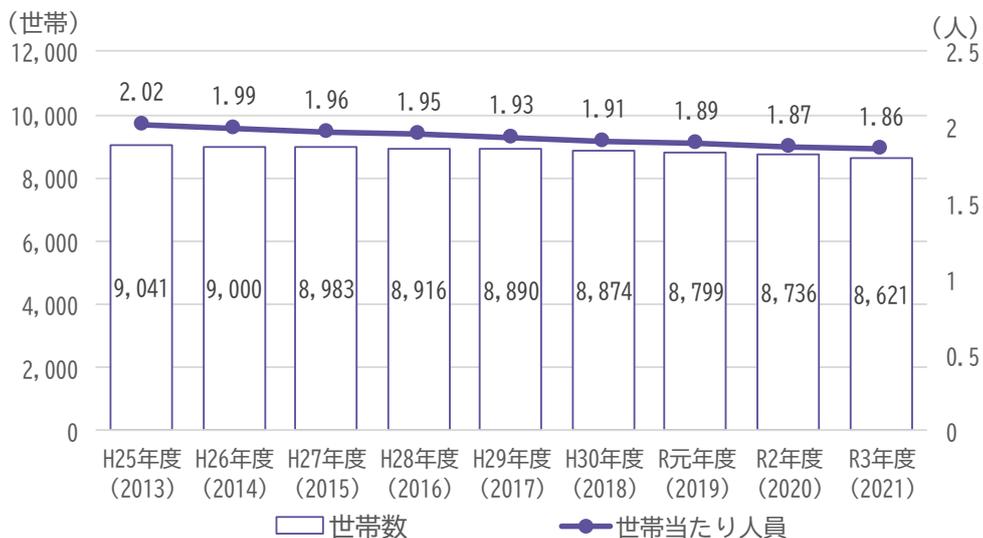
世帯数は令和3（2021）年度に 8,621 世帯、世帯当たり人員は 1.86 人と減少が続いています。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移】



資料：砂川市

【世帯数及び世帯当たり人員の推移】



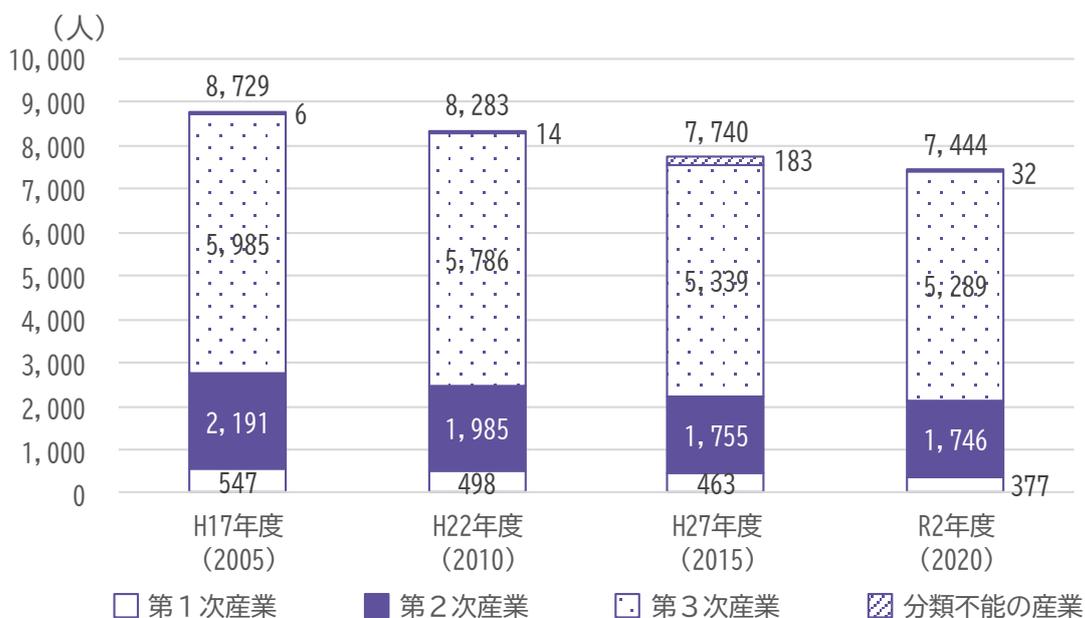
資料：砂川市

2 就業の状況

15歳以上の就業者数は減少が続いており、令和2（2020）年度には7,444人となっています。

産業別の割合をみると、第3次産業が全体の約70%を占め、増加傾向が続いています。

【産業別就業者数の推移】



	H17年度 (2005)	H22年度 (2010)	H27年度 (2015)	R2年度 (2020)
15歳以上の就業者数	8,729	8,283	7,740	7,444
第1次産業 (下段：割合)	547	498	463	377
	6.3%	6.0%	6.0%	5.1%
第2次産業 (下段：割合)	2,191	1,985	1,755	1,746
	25.1%	24.0%	22.7%	23.5%
第3次産業 (下段：割合)	5,985	5,786	5,339	5,289
	68.6%	69.9%	69.0%	71.1%
分類不能の産業 (下段：割合)	6	14	183	32
	0.1%	0.2%	2.4%	0.4%

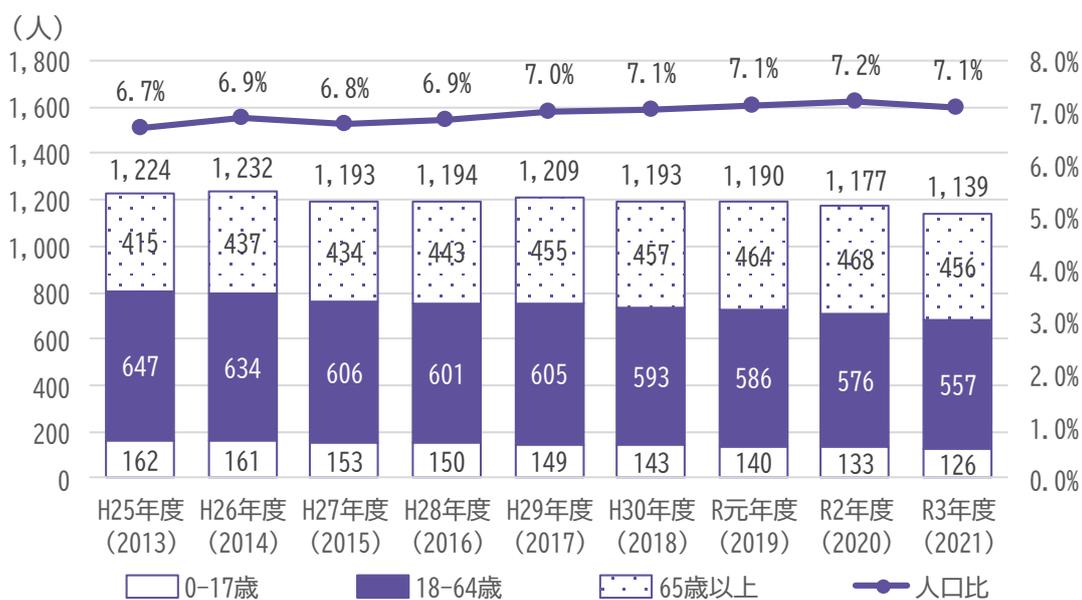
資料：国勢調査

3 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の状況

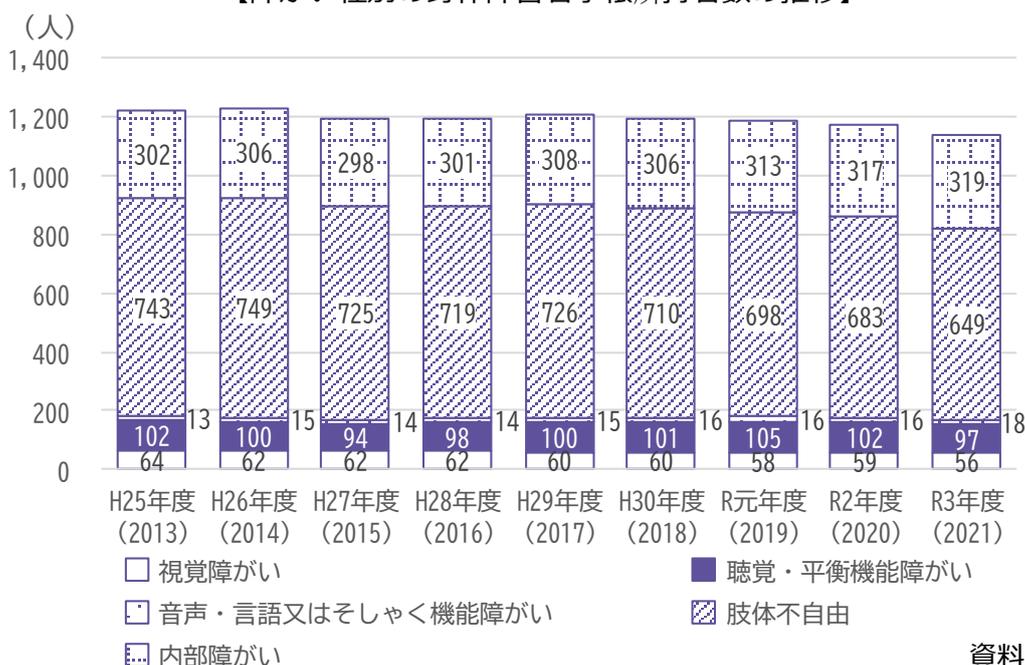
身体障害者手帳の所持者数を平成 25 (2013) 年度以降で見ると、令和 3 (2021) 年度には 1,139 人と直近 9 年間の中で最も少ない人数となりました。総人口に占める割合は直近 9 年間で微増傾向にあり、障がいの種別では、手帳所持者数の多い順に肢体不自由のある人、内部に障がいのある人、聴覚・平衡機能に障がいのある人となっています。

【年齢別の身体障害者手帳保持者数の推移】



資料：砂川市

【障がい種別の身体障害者手帳所持者数の推移】



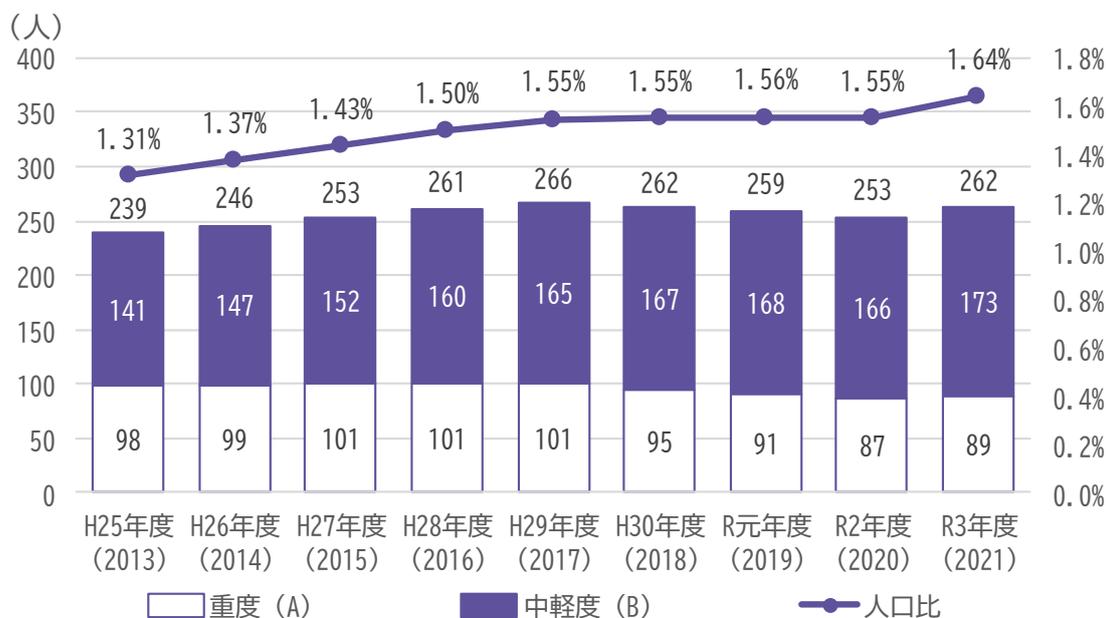
資料：砂川市

(2) 療育手帳所持者数の状況

療育手帳の所持者数を平成 25（2013）年度以降で見ると、増減がありますが、令和3（2021）年度には262人となっています。総人口に占める割合は増加傾向にあり、直近9年間で0.33ポイント増加しています。

等級別では、中軽度（B）の手帳所持者数が増加傾向にあります。

【療育手帳所持者数の推移】



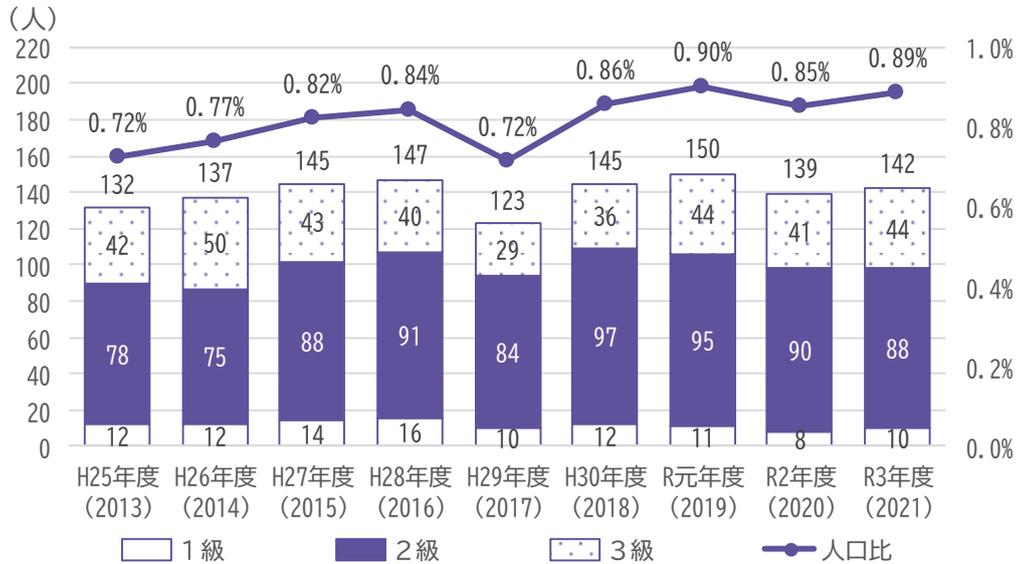
	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
総計	239	246	253	261	266	262	259	253	262
重度(A)	98	99	101	101	101	95	91	87	89
0-17歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2
18歳以上	96	97	99	99	99	93	89	85	87
中軽度(B)	141	147	152	160	165	167	168	166	173
0-17歳	22	23	24	25	26	26	26	26	27
18歳以上	119	124	128	135	139	141	142	140	146

資料：砂川市

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数を平成25(2013)年度以降で見ると、増減がありますが、令和3(2021)年度には142人となっています。総人口に占める割合は増加傾向にあり、直近9年間で0.17ポイント増加しています。等級別では、2級の手帳所持者数の占める割合が最も高くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

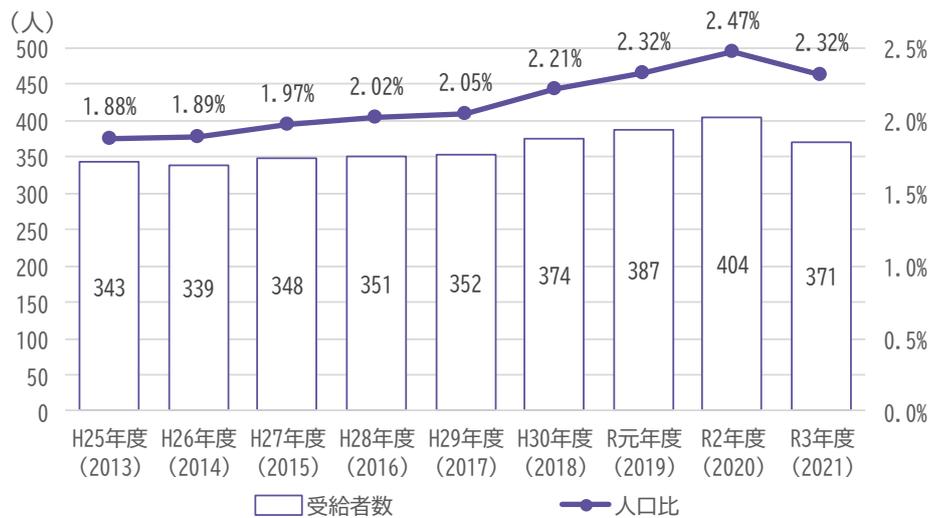


資料：砂川市

(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は令和2(2020)年度まで増加を続けていましたが、令和3(2021)年度に371人と減少に転じています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

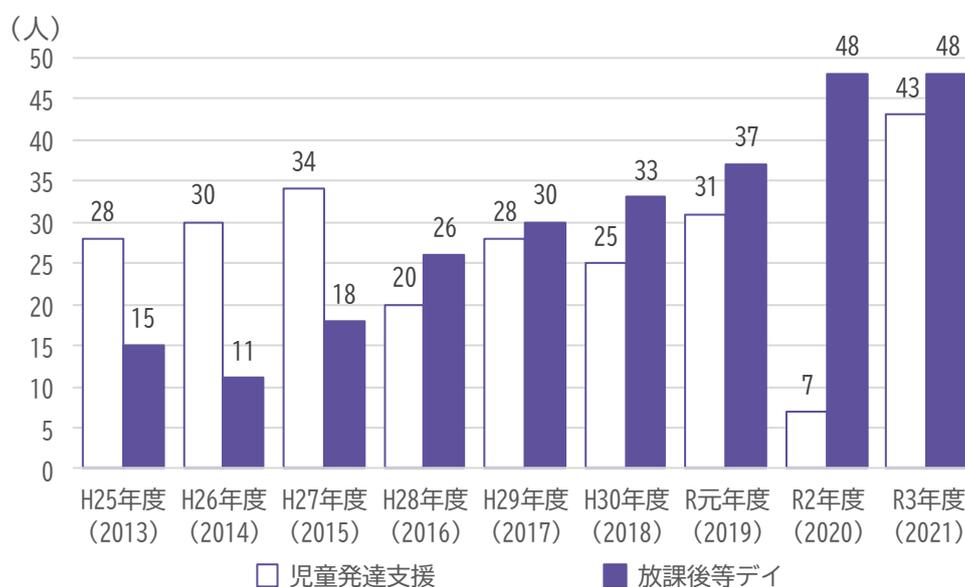


資料：砂川市

(5) 児童発達支援サービス・放課後等デイサービス受給者の状況

児童発達支援サービス（未就学児）・放課後等デイサービス（就学児）の受給者数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度には児童福祉法改正による当該サービスの創設以降で最多の受給者数となっています。

【児童発達支援サービス・放課後等デイサービス受給者証の取得者数の推移】

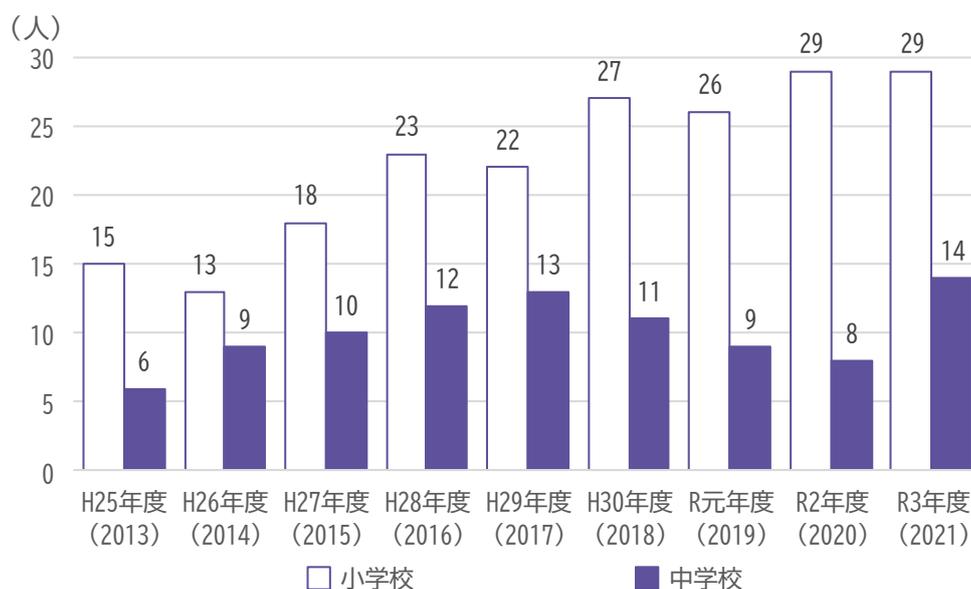


資料：砂川市

(6) 特別支援学級の在籍者数

特別支援学級の在籍者数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度には小学校が29人、中学校が14人となっています。

【特別支援学級在籍者数の推移】



資料：砂川市

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

誰もが互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいのある人が住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指します。

国の第5次障害者基本計画では、障がい者施策について、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があることが明記されています。

本市においては従前より、障がいのある人及びその家族が自分の意思で、自分が望む生活を送ることができるように、地域全体で認め合い、支え合うまちを目指して施策を展開しており、これからも地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人が必要な支援を受けながら、安心して豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指して、本計画を推進していきます。

2 基本目標

基本理念を具現化するために、以下4つの基本目標を設定します。

基本目標 1 生活支援体制の充実

基本目標 2 安全・安心な生活環境の整備

基本目標 3 自立支援と社会参加の促進

基本目標 4 子どもへの切れ目のない支援の充実

基本目標 1 生活支援体制の充実

障がいのある人が地域で自らの意思により、自分らしい生活を継続していくためには、特性に応じて選択が可能となる質の高い障がい福祉サービスを受けることや、的確な対応ができる相談先が確保されていることが必要となります。このため、障がい福祉サービスや相談支援に関わる関係機関・団体との連携・協力を進め、生活支援体制の充実に努めていきます。

また、障がいのある人にとって、健康の保持・増進、障がいの軽減を図るために、適切な保健・医療サービスを受けることが必要であり、地域における保健・医療体制の充実に努めていきます。

基本目標 2 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が地域において安全・安心に暮らしていくためには、社会的な要因によってもたらされる困難や制限を可能な限り取り除いていく必要があります。このため、生活拠点としての住まいの確保や公共施設のバリアフリー化だけではなく、急速に普及したスマートフォン等による情報利用のしやすさ(情報アクセシビリティ)の向上にも努めていきます。

また、災害発生時などに備えて日頃から防災・防犯対策を講じていくことや、意思決定などに関わる権利擁護の推進、心のバリアフリー化や差別解消に向けた理解促進など、安全で安心して暮らしやすい生活環境の整備に努めていきます。

基本目標 3 自立支援と社会参加の促進

世界的な感染拡大が起こった新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、多くの市民が行動制限や外出抑制をしなければならない状況に置かれ、障がいのある人にとっても就労意欲の維持や社会参加の機会確保が困難になるケースが生じています。このため、市内事業所の障がい者雇用に対する理解促進を図るとともに、障がいのある人の就業や就労継続に向けた取り組みの支援に努めていきます。

また、障がいのある人の社会生活が一層豊かになるよう、様々な活動機会が確保されるよう支援を行うとともに、地域福祉活動の推進による支える側の人材育成にも努めていきます。

基本目標 4 子どもへの切れ目のない支援の充実

成長や発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもを早期に発見し、支援を行っていくためには、地域における保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携・協力を進めていくとともに、妊産婦や子育て世帯にとって身近な相談先があることが広く認知される必要があります。このため、関係機関が必要な情報を適宜共有することや重層的な支援に取り組むことで、妊娠期から就学前・就学後も切れ目のない支援が効果的に行われていくよう努めていきます。

第4章 施策の方向性

第1節 生活支援体制の充実

【現状と課題】

障がいがある人もない人も、住み慣れた地域でその人らしく生活できる社会の実現を目指していくうえで、障がいのある人には特性に応じた質の高い障がい福祉サービスが受けられることが必要です。障がい福祉サービスの利用者数は年々増加傾向にあります。アンケート調査では、市の障がい福祉サービスに関する満足度について、「どちらかといえば不満」「不満」という回答の割合が、身体障がいのある人の9.4%、知的障がいのある人の8.9%、精神障がいのある人の5.1%となっており、この割合が少しでも減少していくように、市が独自に実施する地域生活支援事業の充実など、ニーズに応じたサービスの質・量の確保に努めていく必要があります。

また、市内における高齢化率（65歳以上）は昨年4月に40%を超える状況となり、障がいのある人と介助者となっている家族の高齢化も進んでいます。アンケート調査では、悩みがあるときの相談先として「家族・親族」という回答は身体障がいのある人の57.0%、知的障がいのある人の38.2%、精神障がいのある人の49.5%を占めており、将来的な生活プランを描いていくことを含め、悩みや困りごとを相談できる体制の充実が不可欠となっています。市では令和3（2021）年度から、地域生活支援拠点の相談事業を指定特定相談支援事業所に委託しており、今後とも相談支援体制の充実により、悩みや困りごとの状況が少しでも改善されていくよう努めていく必要があります。

障がいのある人の保健・医療との関わりについて、アンケート調査では、身体障がいのある人のうち、最も影響の大きい障がいを受けた時期について「40歳以上」の年齢で回答した人が62.0%を占めており、後天的な要因により障害者手帳を取得したケースも多数あると考えられます。通院の状況については、精神障がいのある人の82.8%、身体障がいのある人の59.5%が「通院している」と答えており、保健・医療・福祉の連携・協力が欠かせないことが窺えます。

このように、障がいの原因にもなりえる生活習慣病の予防に向けた特定健診事業の推進、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築、難病の認定を受けている人や高次脳機能障がいのある人への障がい福祉サービスに関する周知など、3つの分野の関係者が情報共有や支援方法の検討を共同で行うことにより、重層的な支援策につながっていくものと考えられ、関係機関により構成されている障害者地域自立支援協議会や個別のケース会議を通じて、相互理解や課題の共有を進めていく必要があります。

基本目標 1 生活支援体制の充実

1 生活支援サービスの 充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 障がい福祉サービスの充実(2) 外出費用助成の充実(3) 重度障がいのある人を対象とした生活支援サービスの充実(4) 経済的支援の充実
2 相談支援体制の 充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 相談支援体制の充実(2) ケアラーへの支援(3) 身近な相談支援体制の充実(4) 計画相談支援等の充実(5) 地域包括支援センター等との連携(6) 障害者地域自立支援協議会の機能強化(7) 情報提供の充実
3 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 障がいの原因となる疾病の予防(2) 訪問指導の充実(3) 精神保健活動の推進(4) 難病患者への支援(5) 市立病院の充実(6) 専門の医療機関との連携強化(7) 医療費の負担軽減

1 生活支援サービスの充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

居宅介護・行動援護・同行援護などの訪問系サービス、生活介護・短期入所・日中一時支援事業などの日中活動系サービス、移動支援事業・日常生活用具給付等事業など、在宅支援、日中活動支援、日常生活支援を目的とした障がい福祉サービスの充実を図ります。また、障がい福祉サービスが計画的に提供されるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 外出費用助成の充実

重度身体障害者ハイヤー料金助成、重症心身障害児等通所施設交通費助成、肢体不自由児療育訓練交通費助成、地域生活支援事業である自動車改造費助成など、費用助成制度の利用促進を図り、障がいのある人の外出を支援します。

(3) 重度障がいのある人を対象とした生活支援サービスの充実

除雪サービス、雪下ろし費用の助成、高齢者等位置情報提供サービスなど重度の障がいのある人及びその家族を対象とした在宅での生活を支えるサービスの充実に努めます。

(4) 経済的支援の充実

特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・介護手当の適切な支給や障害年金の受給、水道料金の軽減、JRやバスの運賃割引など各種制度に関する理解促進を図り、障がいのある人の経済的支援に努めます。

2 相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある人及びその家族の意向を踏まえて、サービス利用計画の作成など総合的かつ計画的なサービス提供につなげる相談支援事業、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援に向けた地域生活支援拠点事業など、相談支援体制の充実に努めます。また、精神障がいのある人及びその家族に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、保健所などの関係機関、指定特定相談支援事業所との連携を図ります。

(2) ケアラーへの支援

障がいのある人などを支えるケアラーについての理解が促進されるよう周知・啓発を図るとともに、ケアラーの世帯状況に応じた相談支援が行われるよう体制の充実に努めます。

(3) 身近な相談支援体制の充実

地域に定着した相談活動を行う身体障害者相談員及び知的障害者相談員、地域福祉の相談窓口である民生児童委員などを対象とした研修機会の充実や、自らが発達障がいのある児童の子育て経験があり保護者の視点から相談支援を行うペアレントメンターの活用など、より効果的な相談支援が行われるよう体制の充実に努めます。

(4) 計画相談支援等の充実

障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用、施設入所や医療入院している障がいのある人の地域移行、移行後の生活不安を和らげる相談支援体制の実現のため、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の適切なサービス提供に努めます。

(5) 地域包括支援センター等との連携

障がいのある高齢者が適切な介護・福祉サービスを受けるため、地域包括支援センター、介護支援専門員(ケアマネージャー)等との連携を図ります。

(6) 障害者地域自立支援協議会の機能強化

障がい福祉サービス事業者・雇用・教育・保健・医療等の関係者により組織される障害者地域自立支援協議会について、定期的な会議開催による意見交換や情報共有を積極的に行い、関係者間のネットワーク機能が一層発揮されるよう努めます。

(7) 情報提供の充実

障がいのある人の生活を支える各種制度に関する情報を一冊にまとめた「障がい者福祉のしおり」を適宜更新するとともに、市ホームページ等の活用により、情報提供の充実に努めます。

3 保健・医療の充実

(1) 障がいの要因となる疾病の予防

障がいの後天的要因となる疾病のうち、予防可能な生活習慣病に重点を置いた健康診査やがん検診、保健指導等を通じて、ライフステージに応じた生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進します。

(2) 訪問指導の充実

障がいのある人やその家族の健康の保持増進を図るため、保健師や栄養士が訪問のうえ相談・助言等の支援に努めます。

(3) 精神保健活動の推進

心の健康づくりや精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、精神障がいのある人が在宅生活を継続できるよう保健所や地域活動支援センターとの連携を推進します。また、精神科病院の入院患者のうち条件が整った場合、地域での在宅生活が可能となる人に対し、円滑な地域移行を図るための支援に努めます。

(4) 難病患者への支援

難病患者やその家族の生活の質の向上を図るため、日常生活用具を給付するとともに、保健所が行う難病対策(相談・教室事業、医療給付の申請等)について連携を図ります。

(5) 市立病院の充実

地域の基幹病院として、地域における保健・医療・福祉の関係機関等と連携を図りながら、障がいのある人に配慮した診療内容・体制の確保に努めます。

(6) 専門の医療機関との連携強化

発達障がいや難病等を早期に発見し、適切な支援が受けられるよう、北海道立子ども総合医療・療育センター等の専門の医療機関との連携強化を図ります。

(7) 医療費の負担軽減

重度心身障害者医療事業、自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)等により、障がいのある人の医療費の負担軽減に努めます。

第2節 安全・安心な生活環境の整備

【現状と課題】

障がいのある人が地域において安全・安心な暮らしを送るためには、住環境の確保、社会的な障壁を取り除くためのハード(施設環境の整備)とソフト(心情面の相互理解)のバリアフリー化などが必要となります。近年は、障がいのある人のための共同生活援助(グループホーム)の利用が増え、公共施設では市役所が令和2年に改築されるなどハード面の整備が進んでいますが、ソフト面では、アンケート調査で、「差別を受けたり嫌な思いをしたことがある」(「ある」と「少しある」の合計)と回答した人は身体障がいのある人の26.5%、知的障がいのある人の42.0%、精神障がいのある人の47.4%という結果になり、辛い思いをしたことのある人が多数存在することが明らかになりました。一般市民へのアンケート調査では、障害者差別解消法について「名前も内容も知らない」という回答が全体で62.3%となっています。包摂的な共生社会を目指す「インクルージョン」を推進していくためにも、施設整備の推進とともに、広報・啓発活動などを通じて障がいのある人に対する理解の促進を図り、心のバリアフリー化や差別解消の取り組みを進めていく必要があります。

また、災害発生時における障がい特性に配慮した避難支援や障がいのある人の消費者トラブルの回避を進めていくためには、日頃から関係機関の連携・協力による防災・防犯の取り組みを進めていくとともに、円滑に情報を取得・利用できる環境の整備が必要となります。アンケート調査では、災害が起きたときの避難場所について「知らない」という回答は身体障がいのある人の27.3%、知的障がいのある人の56.7%、精神障がいのある人の36.4%となっており、緊急時の連絡方法を含め、スマートフォン等の活用など情報アクセシビリティの向上が重要な課題となります。

障がいのある人などが自身の判断能力について不十分な場合、成年後見制度の適切な利用が想定されますが、市では砂川市社会福祉協議会への委託により成年後見支援センターを開設し、同協議会では令和元年度より法人として成年後見人の担い手となる法人後見支援事業も行っています。アンケート調査では、「成年後見制度について名前も内容も知っている」という回答は、身体障がいのある人の31.8%、知的障がいのある人の15.3%、精神障がいのある人の22.2%となっており、令和2年の同様の調査結果(身体24%、知的10%、精神21%)を上回りましたが、今後とも成年後見制度の周知を図り、対象者の権利擁護に努めていく必要があります。

基本目標 2 安全・安心な生活環境の整備

1 住まいの確保・充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 公営住宅の供給(2) 民間賃貸住宅への指導・啓発(3) 住宅相談窓口の充実(4) 住宅改修助成の周知・活用(5) 居住系サービスの充実
2 バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">(1) 人にやさしい建築物の整備(2) 道路・歩道の整備改善(3) 冬期間の生活環境の向上(4) 公園施設の整備改善(5) 情報アクセシビリティの向上
3 心のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">(1) 「心のバリアフリー」の浸透(2) 障がいを理由とする差別解消の促進(3) 障がいの理解を深める学習機会の充実(4) 啓発活動への連携・協力
4 防災・防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 避難行動要支援者名簿の活用(2) 福祉避難所の整備(3) 防犯対策のためのセーフティネットづくり(4) 緊急通報装置及びNet119 緊急通報システムの普及啓発(5) 障がいのある人への生活状況の確認
5 権利擁護体制の充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 日常生活自立支援事業等の周知(2) 成年後見制度の周知(3) 虐待防止に向けた取り組みの促進

1 住まいの確保・充実

(1) 公営住宅の供給

「砂川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立った住宅整備・団地環境整備を推進します。

(2) 民間賃貸住宅への指導・啓発

障がいのある人にとって住みやすい民間賃貸住宅が整備されるよう、「バリアフリー法」「北海道福祉のまちづくり条例」「北海道福祉のまちづくり指針」等による指導・啓発に努めます。

(3) 住宅相談窓口の充実

障がいのある人又はその家族が望む住宅建築や改修に関する相談に対応するため、関係部署と連携を図り、住宅相談窓口の充実に努めます。

(4) 住宅改修助成の周知・活用

手すりの取り付けや段差の解消など居宅生活動作補助用具の給付事業、北海道社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」の情報提供などを通じて、バリアフリー住宅への改修促進を図ります。

(5) 居住系サービスの充実

社会福祉法人等によるグループホームの建設計画が立案された場合には、補助金申請等の支援を行うことで、入居希望者に対する居住の場の確保に努めます。

2 バリアフリー化の推進

(1) 人にやさしい建築物の整備

公共施設の新設にあたっては「バリアフリー法」「北海道福祉のまちづくり条例」「北海道福祉のまちづくり指針」等に基づいた整備基準による施設整備に努めます。また、施設の利用形態、利用者等を把握した上で、障がい者用トイレ・オストメイト対応トイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保など、障がいのある人が使いやすい施設整備を推進します。

(2) 道路・歩道の整備改善

道路については、歩道の段差解消や点字ブロックの設置など、障がいのある人等が安心して歩道を通行できるよう、更新時期などに合わせ計画的に整備改善を図ります。視覚に障がいのある人や車椅子利用者等が安心して歩道を通行できるよう、歩道上の不法占用物、違法広告物の解消のため、啓発・撤去指導を推進します。

(3) 冬期間の生活環境の向上

歩道等を障がいのある人等が安心して通行できるよう、滑り止め材の散布を行い、車道・歩道の除排雪の充実に努め、冬期間の生活環境の向上を図ります。

(4) 公園施設の整備改善

公園については、「北海道福祉のまちづくり条例」「砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例」の整備基準に基づき、入口等の段差解消、障がい者用トイレや障がい者用駐車スペースの確保など、利用状況等を勘案し、障がいのある人が利用しやすい施設となるよう更新時期などに合わせ整備を推進します。

(5) 情報アクセシビリティの向上

デジタル社会において、情報の発信・取得方法が多様化していることを踏まえ、障がいのある人が生活上必要な情報や様々な活動に参加するための情報を取得・利用しやすい環境の向上に努めます。

3 心のバリアフリー化の推進

(1) 「心のバリアフリー」の浸透

障害者週間（12月3日～9日）や世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）を通じて、市、関係機関、団体の広報手段により、障がいへの理解やヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発の推進など、心のバリアフリーの浸透に努めます。

(2) 障がいを理由とする差別解消の促進

出前講座をはじめとする各種講座や講演会、研修会等の機会や市の広報紙、ホームページ等を通じて、障がいのある人に対する差別の解消や、合理的配慮の提供について理解が促進されるよう努めます。

(3) 障がいの理解を深める学習機会の充実

障がいや、障がいのある人への理解を深めるため、児童生徒の学習時間の確保に努め、福祉教育の一層の充実を図るとともに、保護者への啓発を図ります。

(4) 啓発活動への連携・協力

障がいのある人への理解を深めるため、障がい者施設、事業者によるイベントや各種ボランティア団体等による啓発活動への連携・協力を図ります。

4 防災・防犯対策の充実

(1) 避難行動要支援者名簿の活用

砂川市地域防災計画を基本に、障がいのある人などの避難行動要支援者名簿を適宜更新することにより、平常時から市及び消防機関で名簿を共有し、災害発生時には自衛隊、警察、民生児童委員、自主防災組織などに提供することで安否確認や避難支援への活用を図ります。

(2) 福祉避難所の整備

避難所において特に配慮を必要とする人が、良好な生活環境で必要な支援を受けられるよう、福祉避難所の整備を推進します。

(3) 防犯対策のためのセーフティネットづくり

障がいのため判断能力が十分でない人などの犯罪による被害や消費者トラブルを防止するため、日頃からの啓発活動など関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。

(4) 緊急通報装置及びNet119 緊急通報システムの普及啓発

身体に重度の障がいのある人が24時間体制で迅速かつ適切に利用できる緊急通報装置及び聴覚・言語機能障がいのある人がスマートフォン等から緊急通報できるNet119 緊急通報システムについて普及啓発を図り、人命の安全確保及び日常生活の不安解消に努めます。

(5) 障がいのある人への生活状況の確認

一人暮らしなどで障がいのある人へ、市、地域包括支援センター、民生児童委員及び町内会が連携し、地域全体で日常の見守りや声かけによる安否確認に努めます。

5 権利擁護体制の充実

(1) 日常生活自立支援事業等の周知

判断能力が十分でない障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、市が社会福祉協議会に委託している成年後見支援センターが行う日常生活自立支援事業や金銭管理等支援事業の周知を図ります。

(2) 成年後見制度の周知

障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産管理や契約行為などを支援するために、成年後見制度及び地域生活支援事業として実施されている成年後見制度利用支援事業の周知を図ります。

(3) 虐待防止に向けた取り組みの促進

障がいのある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、関係機関との連携を強化し、虐待防止体制の整備充実を図るとともに、障害者虐待防止法の趣旨、虐待の定義、虐待発見者の通報義務、通報後の対応等について、市民、障がい者団体、関係施設、企業等への啓発活動に努めます。

第3節 自立支援と社会参加の促進

【現状と課題】

令和2年以降における新型コロナウイルスの感染拡大により、障がいのある人にとっても希望する活動が十分できないなどの影響が生じています。アンケート調査では、知的障がいのある人について「ほとんど毎日外出する」と「ときどき外出する」の合計が平成24年には90.0%でしたが、今回は68.2%に止まる結果となりました。本計画期間中においてどのような感染傾向となるか不明ですが、障がいのある人にとって自立した生活の基盤となる就労や、生活を豊かにする様々な活動への参加の継続は、社会の一員としてそれぞれの能力を発揮する機会にもつながります。

雇用と就労の推進については、アンケート調査で「会社・自営業などで仕事をしている」という回答は身体障がいのある人の16.7%、知的障がいのある人の17.8%、精神障がいのある人の29.3%と、平成24年の調査結果（身体10.0%、知的0.6%、精神21.6%）を上回りました。今後とも障がいのある人の雇用促進に向けて事業主に対する啓発・周知を行うとともに、一般就労への移行支援や福祉的就労の場の確保に努めていく必要があります。

社会参加の促進については、各障がい者団体の活動、町内会などの地域活動、文化、スポーツ・レクリエーション活動など、自発的な意思で参加・交流できる場が確保されるよう、団体活動への支援やボランティア活動などの推進に努めていく必要があります。

また、地域福祉活動の推進について、一般市民へのアンケート調査では、障がいのある人に対する支援について、「既に参加・協力している」が3.9%、「ぜひ参加・協力したい」が8.0%、「条件次第で参加・協力したい」が47.6%、合計で59.5%の人が前向きな考えであることがわかりました。参加・協力する条件として「時間的な制約が少ないこと」などが挙げられていますが、この思いが現実的な支援行動につながっていくように、ボランティア活動の理解促進と機会の確保に努めていく必要があります。

基本目標3 自立支援と社会参加の促進

1 雇用と就労の推進	<ul style="list-style-type: none">(1) 障がいのある人の雇用促進(2) 市職員における雇用(3) 北海道障害者職業能力開発校活用の周知(4) 就労移行支援の充実(5) 就労継続支援の充実(6) 福祉事業所における生産品の販売促進(7) 農福連携の推進
2 社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none">(1) 障がい者団体活動への支援(2) スポーツ・レクリエーション及び芸術・文化活動の振興(3) 選挙時における配慮
3 地域福祉活動の 推進	<ul style="list-style-type: none">(1) ボランティア活動の促進(2) ボランティアの育成(3) 障がいのある人のボランティア活動への参加支援(4) 民生児童委員、町内会福祉部等の活動の充実

1 雇用と就労の促進

(1) 障がいのある人の雇用促進

障がいのある人の雇用について、障害者試行雇用事業(トライアル雇用)、職場適応援助者(ジョブコーチ)などの周知・活用を図るとともに、公共職業安定所(ハローワーク)との連携による雇用促進の充実に努めます。

(2) 市職員における雇用

市職員における障がいのある人の法定雇用率について達成されるよう努めるとともに、市施設において障がいのある人にとって心身ともに働きやすい職場環境づくりに努めます。

(3) 北海道障害者職業能力開発校活用の周知

障がいのある人の就労及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業訓練の斡旋など、障がいのある人が就労に必要な知識、技能を習得し、職業生活における自立促進が図られるよう北海道障害者職業能力開発校の積極的な活用について周知に努めます。

(4) 就労移行支援の充実

一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な訓練を行うとともに、個別支援計画に基づき、公共職業安定所(ハローワーク)や関係機関と連携して求職活動の支援、相談などの支援を行い、就労へとつながるよう適切なサービスの提供に努めます。

(5) 就労継続支援の充実

多様な障がいの特性に合った福祉的就労の場として、就労継続支援事業(A型・B型)の適切なサービス提供に努めます。

(6) 福祉事業所における生製品の販売促進

福祉施設に就労する障がいのある人の経済的自立を支援するため、生製品の紹介・宣伝や優先購入・調達を推進します。

(7) 農福連携の推進

農福連携は障がいのある人の農業分野における活躍と農業生産現場の働き手確保につながる取り組みであり、国が実施する農福連携支援事業等を農業経営者や福祉団体への周知に努めます。

2 社会参加の促進

(1) 障がい者団体活動への支援

障がい者団体が主体的な活動を行うための相談受付や情報提供、活動スペースの提供などの支援に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション及び芸術・文化活動の振興

障がいのある人が参加できるスポーツ大会やレクリエーションへの参加を支援するとともに、芸術・文化活動に関わる情報提供に努め、障がいのある人も参加しやすい環境づくりに努めます。

(3) 選挙時における配慮

障がいのある選挙人の投票参加を促進するため、音声版・点字版による情報提供、投票所における駐車場確保やバリアフリー化、自宅からの投票が可能な郵便等による不在者投票制度や点字による投票制度、代筆による代理投票制度の利用周知を図ります。

3 地域福祉活動の推進

(1) ボランティア活動の促進

障がいのある人へのボランティア活動の促進のため、社会福祉協議会が行っているボランティアセンターの活動促進に努めます。

(2) ボランティアの育成

手話通訳や朗読ボランティア、通院介助ボランティア等、障がいのある人のニーズに対応した各種ボランティアの育成を図ります。また、市民ボランティア講座の実施など、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの裾野を広げる取り組みの支援に努めます。

(3) 障がいのある人のボランティア活動への参加支援

障がいのある人がボランティア活動に参加しやすいよう、町内会や障がい者団体と連携し、地域活動の機会の確保に努めます。

(4) 民生児童委員、町内会福祉部等の活動の充実

地域で活動する民生児童委員や町内会福祉部等の活動の充実に向けた各種取り組みを推進します。

第4節 子どもへの切れ目のない支援の充実

【現状と課題】

子どもの出産後、子育て世帯にとっては子どもの成長、発達が大きな関心事になりますが、心配される点が生じた場合には、相談できる場が身近にあることで心理的負担の軽減が図られます。市では令和3年度から子育て世代包括支援センター事業を開始し、出産や育児の悩みの解消に向けた相談体制の充実に努めています。

また、就学前の成長・発達に遅れがみられる乳幼児については、早期療育を行う子ども通園センターの充実を進めるとともに、保育所における障がいのある子どもの受入れなど、早期療育の充実や集団適応性の伸長に努めています。

必要な療育や支援が早期から実施される環境が一層整備されていくためには、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談体制の充実、関係機関における連携の強化、発達と障がいに関わる職員研修の充実などに努めていく必要があります。

小中学校においては、個々の教育的ニーズに応じた支援を行う特別支援教育支援員の配置や、特別な支援が必要な児童生徒の進級・進学に向けた継続した支援が行われています。文部科学省の調査では、通常学級に在籍する小中学生の約8.8%に、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が発表されており、今後とも関係部署の連携のもと、教育上の合理的配慮を含む必要な支援内容が切れ目なく確実に引き継がれるよう努めていく必要があります。

また、放課後等デイサービス事業の推進と連携、学童保育所における特別な支援が必要な児童の受入れを継続していくことにより、児童の発達、保護者の負担軽減に努めていく必要があります。

基本目標4 子どもへの切れ目のない支援の充実

1 早期療育体制の 充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実(2) 乳幼児の疾病の早期発見・支援(3) 早期療育に向けた体制づくり(4) 巡回児童相談の充実(5) 機能訓練の充実(6) 発達と障がいに関わる研修の実施(7) 児童発達支援等の充実
2 保育の充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 保育所の受け入れ体制の充実(2) 関係機関との連携(3) 保育施設・設備の改善(4) 障がい児保育のための職員研修の充実
3 特別支援教育等の 充実	<ul style="list-style-type: none">(1) 教育相談の充実(2) 特別支援教育に関わる研修の充実(3) 特別支援教育支援員の配置(4) 特別支援教育体制の充実(5) 特別支援教育の普及啓発(6) 特別支援学級と通常学級などの交流(7) 学校施設の整備推進(8) 放課後等デイサービスの充実(9) 学童保育所の受け入れ体制の充実

1 早期療育体制の充実

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

子育て世代包括支援センター事業を実施し、母子手帳交付時や妊娠中期の面接相談及び訪問指導等を通じて、切れ目のない伴走型支援を行うとともに、妊婦一般健康診査への助成や陣痛タクシー事業により、安全・安心な出産・子育てができる環境整備に努めます。

(2) 乳幼児の疾病の早期発見・支援

新生児聴覚検査費の助成や発達状況を確認する乳幼児健診の実施により、乳幼児の健康について心配される点を早期に発見するとともに、事後のフォローや療育機関へつなげていく適切な支援に努めます。

(3) 早期療育に向けた体制づくり

障がい児の早期発見、早期療育に向けた一貫した体制確立と関係者間の連携を確保するため、「砂川地域療育推進協議会」の活動推進により地域療育の強化に努めます。

(4) 巡回児童相談の充実

障がいや発達の遅れが心配される幼児や児童に関して、児童相談所職員(児童福祉司)による専門的な相談機会を確保し、保護者が発達や進路などの指導・助言を受けることができるよう巡回児童相談の充実に努めます。

(5) 機能訓練の充実

肢体に障がいをもつ児童に対し、理学療法士による専門的な訓練を受けることで機能回復の促進を図る肢体不自由児療育訓練事業の充実に努めます。

(6) 発達と障がいに関わる研修の実施

保健・医療・療育・保育・教育・福祉等の関係者を対象に、児童の発達や障がいに関わる研修を実施することで専門的知識の向上を図るとともに、子ども通園センター通所児童の保護者を対象とした学習会を開催することで、児童の発達等に対する理解促進に努めます。

(7) 児童発達支援等の充実

日常生活における基本動作や集団生活に適応するための指導を行う児童発達支援や保育所等訪問支援により、療育サービスの充実に努めます。

2 保育の充実

(1) 保育所の受け入れ体制の充実

障がい等のある幼児に対して、集団保育を通じて健やかな発達を促すことができるよう保育士の加配など受け入れ体制の充実に努めます。

(2) 関係機関との連携

子ども通園センター、子育て世代包括支援センターや子育て支援センターとの情報共有等を通じて連携強化を図ります。

(3) 保育施設・設備の改善

障がい等のある幼児がのびのびと安全な環境で保育を受けることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った施設・設備の改善に努めます。

(4) 障がい児保育のための職員研修の充実

保育所に通う障がい等のある幼児が集団の場でより良い発達を遂げていくことができるよう、専門性の向上を図る保育士研修の充実に努めます。

3 特別支援教育等の充実

(1) 教育相談の充実

障がい等のある幼児・児童・生徒の適切な就学や教育に関して、教育相談を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら対応に努めます。

(2) 特別支援教育に関わる研修の充実

LD(学習障がい)、ADHD(注意欠如多動性障害)、高機能自閉症等の発達障がいなどに対する教職員の理解促進を図るため、砂川市特別支援教育連携協議会等の研修機会の確保に努めます。

(3) 特別支援教育支援員の配置

通常学級に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援が必要な児童・生徒の状況に即した支援を行うことで個々の力の育成に努めます。

(4) 特別支援教育体制の充実

小中学校で様式を標準化した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」について、幼稚園・保育所で同様の計画を作成することで、教育・保育上の合理的配慮を含む支援内容が切れ目なく引き継がれるように努めます。

(5) 特別支援教育の普及啓発

発達障がい等を持つ児童・生徒を早期に発見して適切な教育を行うため、教育・療育・保育・福祉などの関係機関が連携した相談体制の構築を図るとともに、保護者への啓発に努めます。

(6) 特別支援学級と通常学級などの交流

特別支援学級と通常学級など障がいのある人とない人がともに参加する機会を充実するなど交流促進を図り、互いの理解の深化に努めます。

(7) 学校施設の整備推進

特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育的ニーズに応じた教育環境づくりを目指し、令和8年度に開校を予定している義務教育学校の施設整備を推進します。

(8) 放課後等デイサービスの充実

子ども通園センターや民間事業所により実施している放課後等デイサービスの適切な提供に努めます。

(9) 学童保育所の受入れ体制の充実

集団生活を通じて健全育成が図られるよう、特別な支援が必要な児童に対応する指導員を配置するなど、保育体制の充実に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の周知

本計画を広く市民に周知し、障がいや障がいのある人への正しい理解を普及させながら、基本理念・基本目標の実現に向けて、障がいのある人の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

2 計画の推進体制

本計画は、保健、医療、福祉、教育、労働など広範囲にわたっていることから、市では関係部署及び関係機関等が連携して障がい者施策を推進するとともに、地域福祉活動を実施している関係団体と連携を図り、市民全体で計画の実現に向けて取り組んでいきます。

このことから、障害者地域自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障がいのある人のライフステージに応じた支援を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画を推進していきます。

3 国・道及び近隣市町との連携

本計画は、広域的に対応しなければならない施策もあることから、広域における障がい福祉サービス等の実施状況を踏まえ、国・道や近隣市町と連携し計画の推進に努めます。

また、障害者総合支援法をはじめとする関係法令の改正に伴う障がい者福祉施策の見直しに対応するため、国や道などの動向を見ながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がいのある人の多様化するニーズを把握し、国・道や近隣市町との連携を図ります。